

川崎市木材利用促進事業補助金交付申請等の手引き

1 趣旨

本手引きでは、川崎市木材利用促進事業補助金交付要綱（令和元年7月19日付31川ま企第36号。以下「交付要綱」という。）第7条の規定に基づく申請及び第13条の規定に基づく提出にあたり、必要な事項について定めます。

2 各様式の送付について

電子データは本事業ホームページ上から「オンライン申請」にて提出してください。

- ・オンライン申請する際はzip等に圧縮して提出してください。
- ・ファイルは添付書類毎にPDFにしてください。
- ・ファイル名称は以下サンプルのとおりとしてください。

＜申請者名＞_＜名称＞. pdf

例 川崎市役所_付申請書. pdf

川崎市役所_交付申請事業計画書. pdf

川崎市役所_各費目に係る見積書. pdf

- ・ **1つのPDFデータにつき、10MB以下**としてください。10MBを超える場合は、分割して圧縮フォルダに格納をお願いします。

例 川崎市役所_交付申請書類(1/3). pdf

川崎市役所_交付申請書類(2/3). pdf

川崎市役所_交付申請書類(3/3). pdf

※10MB以下にならないデータが1つでもある場合は、紙に印刷し1部提出してください。

※事業提案書に添付する「川崎市暴力団排除条例適合確認に係る役員等氏名一覧表及び同意書（参考様式2または3）」においては、署名若しくは押印が必要になりますので、該当書類をスキャンし電子データを提出頂くとともに、別途紙での原本を御提出ください。

3 交付の申請

(1) 交付要綱第7条に定める「その他必要書類」について

ア 添付資料(1) 交付申請事業計画書

(ア) 「1 事業目的」について

補助対象事業の目的を記載してください。本事業以外の事業がある場合は、全体事業の目的を記載後、木質化等の本事業の目的を記載してください。

(イ) 「2 事業内容」について

補助対象事業の内容を記載してください。本事業以外の事業がある場合は、全体事業の内容を記載後、木質化等の本事業の内容を記載してください。

(例：メインフロアの床の木質化を行う、国産材を活用した什器を設置する 等)

(ウ) 「3 工事概要」について

補助対象事業の工事概要を記載してください。本事業以外の事業がある場合は、全体の工事概要を記載後、木質化等の本事業の工事概要を記載してください。

(例：〇〇県産材フローリング施工 〇㎡、〇〇県産材椅子〇脚設置 等)

(エ)「4 工程表等」について

別途工程表を提出してください。

イ 添付資料(2) 各費目に係る見積書(積算書)

原則、木質化の本事業に係るもののみのお見積書(積算書)としてください。ただし、本事業以外の事業と見積書が分け難い場合は、本事業に係る費用が分かる補足資料を併せて提出してください。

ウ 添付資料(3) 交付申請事業の内容説明資料

(ア)位置図(案内図)の縮尺は1/2,000~1/5,000程度としてください。

(イ)設計イメージ図は、図や写真等を用いて、木質化の箇所や内容が分かるパース等とし、イメージが伝わるものとしてください。交付要綱第19条に定めるプレート等のデザインや設置位置、仕様等についても、パース等に記載してください。

(ウ)事業PRは、木材利用の良さ・意義などについて、無垢材に触れてもらえる工夫、デザイン性の高い意匠、広報物の設置、定期的なイベントの開催、産地や加工業者等の特色・工夫・周知など、ソフト・ハードに関わらず、アピールできる点を自由に記載してください。

(エ)想定利用者数は、利用者数についてだけでなく、どの程度の幅広い利用者を見込んでいるかや営業日数・時間なども可能な範囲で記載してください。

エ 添付資料(5) 申請者と補助対象の施設の権利関係が分かる書類

(ア)申請者が建物所有者の場合は、建物の登記事項証明書を提出してください。

(イ)申請者が建物所有者と賃貸借契約を締結している場合は、建物の登記事項証明書と賃貸借契約書の写し等の建物所有者が分かる書類及び建物所有者と申請者がつながる書類を提出してください。なお、建設予定や建設中の建物の場合は、確認済証の写し等の書類を提出してください。

オ 添付図書(6) 工事前・工事後の建物の配置図、平面図、立面図、展開図、面積表

工事後の平面図には、木質化する箇所及びプレート等設置位置を明記し、縮尺は1/50~1/100程度としてください。添付資料(2) 各費目に係る見積書(積算書)の根拠となりますので、木材の使用面積や寸法等を明記し、見積書(積算書)と照合可能なものとしてください。

カ 添付図書(7) 工事前の建物写真(改修又は改築の場合のみ)

改修後の状況と比較できるようなカットのものとしてください。

キ 添付資料(8) 法人税(国税)の納税証明書 ※法人事業者のみ提出

(ア)法人税(国税)の納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及び地方消費税」の未納税のない証明用)

(イ)履歴事項全部証明書(写)(特定非営利活動法人の場合、役員名簿等)※交付申請日前3ヶ月以内に発行されたもの

(ウ)定款(写) ※最新のもの

(エ)決算報告書(特定非営利活動法人の場合、収支計画書・活動報告書)※直近2年分の書類

4 完了実績報告書の提出

(1) 交付要綱第13条に定める「その他必要書類」について

- ア 契約書（写）、領収書（写）、又はそれに代わるもの
- イ 完成図面（竣工時変更のある場合）
- ウ 完成写真
- エ 工事に使用した木材の主な産地・材種を証明する書類（出荷証明書、納品書など）、国産木材の総使用量がわかる資料
- オ 補助金交付決定額が1,000,000円を超え、かつ木質化のために必要な工事、木製什器等、木製什器等の組立て・設置・運搬において、1件の金額が1,000,000円を超える発注又は調達を行う場合、該当する発注又は調達に係る以下のいずれかの資料（発注又は調達先が複数にわたる場合は、発注又は調達毎に必要）
 - (ア) 市内中小企業者により入札を行ったことがわかる資料
 - (イ) 市内中小企業者2者以上から取得した見積書
 - (ウ) (ア)、(イ)のいずれも不可の場合、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書（第17号様式）